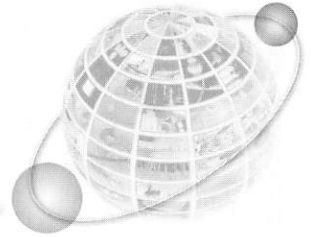


手段の目的化

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



情

報公開は手段であつて目的ではない。大切なことは公開された情報を使って、どのような課題の発見、分析、解決ができるかである。もちろん日頃から手段をみがい、使いやすくすることも必要だ。ただ、それ以上に必要なことは、課題やテーマに対する強い関心と意欲を持つことである。いったい私たちは情報公開という手段を使って、何を、どのように変えていきたいのか。そして、どのような社会・世界を実現したいのか、自らに問い続けてきた。しかし、情報公開に限らず、手段は目的化しがちである。

教育のデジタル化



高度情報化社会が進展する現代において、手段の目的化が現れやすいのがDX（デジタルトランスフォーメーション）である。21年にデジタル改革関連法が成立し、先行してきた「民」に加えて「官」でもDXを推進することとなった。

DXは社会経済のあらゆる領域に拡大し、隆盛を極めて、やがては「DXにあらずんば人にあらず」のような権勢を振るうようになるのだろうか。そんな勢いに乗じたのか、22年1月7日、デジタル庁がある発表を行った。

なお、ロードマップの策定にあ

るのは、デジタル庁だけでなく、総務省、文部科学省、経済産業省も名前を連ねている。

発表によれば、これらの省庁は「教育データ活用ロードマップ」（以下、「ロードマップ」）の策定に着手したという。そして、まず「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を教育のデジタル化のミッションとして掲げた。ロードマップのポイントは以下の3点だという。

まず、データの①スコープ（範囲）、②品質、③組み合わせの充実・拡大という「三つの軸」を設定した。また、これらを実現するために、教育データの流通・蓄積の全体設計（アーキテクチャ（イメージ））を提示

した。そして、「ルール」「利活用環境」「連携基盤（ツール）」「データ標準」「インフラ」といったそれぞれの構造に関連する論点や必要な措置について整理した。

これらの具体的な内容を説明した資料も合わせて公表されている。54ページにわたる詳細な内容なので、関心のある方はQRコードから入手、閲覧していただきたい。

何をしたいのか？



ロードマップの骨格はわかりやすいが、公表する資料は細部にわたる。As Is（現状）とTo Be（理想）とを対比したわかりやすい図もあるが、全体的に専門家対象でわかりづらいのが難点だ。「細かすぎて伝わらない」という拙い情報提供の典型例になってしまった。私も一読して、いったい何をしたいのかを認識、理解できなかった。

ロードマップの中で注目すべきはPDS（Personal Data Store）である。用語検索「コトバンク」によれば、これは「個人情報やライフログを個人自身が蓄積・管理して、企業に販売したり、情報銀行に委託したりする仕組み」のことをいう。こ



うした Key-word の説明すらない
点に、専門家対象の難点がある。

わかりづらさがメディアの報道や
ネットの反応にも大きな影響を与え
た。たとえば NHK は、ロードマッ
プについて「政府 学習履歴など個
人の教育データ デジタル化して一
元化へ」と報道した(22年1月7
日)。そして「Twitter などの SNS
では、「一元化」に反応した批判的
な書き込みが相次いだ。

そのため、22年1月17日、デジタ
ル庁はロードマップに関する Q & A
のページを設けて、「誤解」に対す
る火消しに追われた。

ちなみに「一元化」については、
「政府が学習履歴を含めた個人の教
育データを一元的に管理することは
全く考えておりません」と明確に否
定した。そもそも PDS はデータ主
体である個人が管理するものであ
り、「一元化」とは異なる。

上記 Q & A によれば、ロードマッ
プは「学校や自治体間でばらばらの
記載方式になっているデータの形式
を揃えるなどの標準化をする」こと
をめざすものだ。PDS について
も、個人情報そのものではなく、入
れ物を標準化するという趣旨を説明
すれば、わかりやすくなる。

どのように活用 するのか？

もちろん教育のデジタル化という
大きなテーマゆえに、その全体像を
簡潔に描くことは難しい。しかし、
取り組みに対する理解と信頼を得る
ためには、どこかに焦点を絞って、
一つの例として具体的に説明した方
が伝わりやすい。

そのときの好素材が PDS だと私
は考えている。PDS には子どもの
学習履歴などの個人情報保存され
る。それを管理する「情報銀行」に
当たるのが学校や自治体である。

そこでは、他の情報システムの登
録と同様に、掲載する個人情報
「マスト」と「ウォント」に分けら
れるかもしれない。前者の典型例が
児童・生徒の原簿である指導要録
だ。後者は課外活動、特別活動、資
格、表彰をはじめとして、児童・生
徒や学校のニーズに合わせて定めら
れると思われる。

PDS の保存情報は多岐にわたる
だろうが、こうした例示から利活用
の一つの姿が見える。それは、進学
や就職の際に必要とされる調査書の
ような書類は、児童・生徒または保
護者がこれを引き出し、各自が意願

先に提出する。これにより児童・生
徒や教職員の負担が減ることが、期
待される効果の一つである。

どのような課題が あるのか？

しかし、利便性だけではなく難し
い課題がある。

第1に PDS に保存する個人情報
の内容だ。指導要録には客観的な事
実だけではなく、各教科の所見や行
動の記録など教職員の主観的な評価
が含まれる。これらは児童・生徒の
内心にも関わる情報だが、PDS で
扱うのだろうか。

上記 Q & A によれば、「信条や価
値観等のうち本人が外部に表出する
ことを望まない内面の部分を可視化
することがないようにする」とロー
ドマップに明示したという。進学や
就職の際に必要なときは、本人の意
向に基づき可視化するのだろうか。

また、対象とする教育の定義も不
明確だ。ゆりかごから墓場までとは
言わないが、教育のデジタル化はど
こからどこまでをカバーするのだろ
うか。

たとえば、大学によっては Web
での出願時に「主体性」「多様性」
「協働性」の記録を入力させて、入

学後の学習指導上の参考資料として
活用する例がある。ここに象徴され
るように、教育は子どもの成長に
じた一連の流れの中にある。

そのため PDS に保存される個人
情報も、卒業校や入学校でも継続的
に利活用できる方が望ましいという
考え方もある。しかし、過去を忘れ
て生きなおしたいと考える人にとっ
て、情報の連続性は苦痛以外の何物
でもない。

情報化への違和感

以上に現段階で気づいたことをあ
げたが、個人情報保護の観点から他
にも議論しなければならない点が無
数にある。ところが DX という手段
の正しさに囚われると、こうした疑
問に耳を傾けず、目的を見失い手段
が目的化する。

なお、PDS は本連載 206 回で
取り上げた e-ポートフォリオと共
通する側面がある。これは17年に始
まったが、20年に運用中止になった。
過去の失敗と向き合い、新たな取り
組みに生かすべきだ。しかし、どこ
にも言及がない。

自己の正しさを疑う「懐疑」こそ、
手段の目的化を防ぐ道である。